

(記様式第 1 号)

計画年度	令和 7 年度
計画主体	山口県大島郡周防大島町

## 周防大島町鳥獣被害防止計画

### <連絡先>

担 当 部 署 名	周防大島町 産業建設環境部 農林水産課
所 在 地	山口県大島郡周防大島町大字久賀 5134
電 話 番 号	0 8 2 0 - 7 9 - 1 0 0 2
F A X 番 号	0 8 2 0 - 7 9 - 1 0 2 1
メ ー ル ア ド レ ス	nousui@town.suo-oshima.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、タヌキ、カラス、ヒヨドリ、サル、アナグマ、ヌートリア、シカ
計画期間	令和8年度～令和10年度
対象地域	山口県大島郡周防大島町

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状 (令和6年度)

鳥獣の種類	被害の現状		
	品目	被害面積 (被害量)	被害金額
イノシシ	果樹 (みかん)	0.50 ha (600 kg)	240 千円
	水稻	0.36 ha (981 kg)	239 千円
タヌキ	果樹 (みかん)	0.30 ha (070 kg)	28 千円
カラス	果樹 (みかん)	0.70 ha (150 kg)	60 千円
ヒヨドリ	果樹 (みかん)	0.70 ha (150 kg)	60 千円
サル	野菜類	被害情報あり	
アナグマ	いも・根菜類	大きな被害情報なし	
ヌートリア	根菜類	被害情報あり	
シカ	枝葉・樹皮	大きな被害情報なし	

(2) 被害の傾向 (令和6年度)

<p>① イノシシ</p> <p>町の基幹産業である柑橘栽培に大きく影響を及ぼしている。年度を通して樹園地を中心に出没し、食害をはじめ、掘り起こしや枝折り等の被害が発生している。令和5年度より町内で豚熱が蔓延し、一時期、大幅に被害を減らしたが、令和6年度からは再び増加に転じている。また、車との衝突や接触があったとの報告があり、人家周辺や通学路等にも出没しており、人的被害の発生が懸念される。</p> <p>② タヌキ</p> <p>令和5年度は捕獲頭数及び農作物被害(食害)が大幅に減少していたが、6年度には再び増加に転じており、引き続き捕獲活動の継続が必要と思われる。</p> <p>③カラス・ヒヨドリ</p> <p>タヌキと同様に食害が主であり、収穫時期には群れでの出没が多く確認される。ヒヨドリは冬季中心、カラスにおいては年間を通じて、柑橘・野菜類等の食害、人家付近への集団出没も確認されている。</p>
--

③ サル	令和6年1月にサル1頭が大島大橋を渡り島内に侵入したことを確認。侵入当初は目撃、食害情報が多数寄せられていたが、その後、情報提供は落ち着いている。離島（情島）のサルについては、令和7年5月に最後の1頭とみられる個体が捕獲され、現在、生息は確認されていない。
⑤ アナグマ	大きな被害情報は入っていないが、主な被害はいも、根菜類の食害である。
⑥ ヌートリア	主な被害は根菜類の食害であり、沼や川付近での目撃情報が多いことから、これ以上の生息域拡大を防ぐ必要がある。
⑦ シカ	大きな被害情報は入っていないが、放置すれば深刻な枝葉の食害及び剥皮被害となる恐れがある。

(3) 被害の軽減目標

対象鳥獣	指標	現状値	目標値		
		(令和6年度)	(令和8年度)	(令和9年度)	(令和10年度)
イノシシ	被害額	479 千円	431 千円	383 千円	335 千円
タヌキ		28 千円	25 千円	22 千円	19 千円
カラス		60 千円	54 千円	48 千円	42 千円
ヒヨドリ		60 千円	54 千円	48 千円	42 千円
サル		被害情報あり	被害情報なし	被害情報なし	被害情報なし
アナグマ		被害情報なし	被害情報なし	被害情報なし	被害情報なし
ヌートリア		被害情報あり	被害情報なし	被害情報なし	被害情報なし
シカ		被害情報なし	被害情報なし	被害情報なし	被害情報なし
合計		627 千円	564 千円	501 千円	438 千円
イノシシ		被害面積	0.86 ha	0.77 ha	0.68 ha
タヌキ	0.30 ha		0.27 ha	0.24 ha	0.21 ha
カラス	0.70 ha		0.63 ha	0.56 ha	0.49 ha
ヒヨドリ	0.70 ha		0.63 ha	0.56 ha	0.49 ha
サル	被害情報あり		被害情報なし	被害情報なし	被害情報なし
アナグマ	被害情報なし		被害情報なし	被害情報なし	被害情報なし
ヌートリア	被害情報あり		被害情報なし	被害情報なし	被害情報なし
シカ	被害情報なし		被害情報なし	被害情報なし	被害情報なし
合計	2.56 ha		2.30 ha	2.04 ha	1.79 ha
イノシシ	被害量		1,581 kg	1,423 kg	1,265 kg

タヌキ	70 kg	63 kg	56 kg	49 kg
カラス	150 kg	135 kg	120 kg	105 kg
ヒヨドリ	150 kg	135 kg	120 kg	105 kg
サル	被害情報あり	被害情報なし	被害情報なし	被害情報なし
アナグマ	被害情報なし	被害情報なし	被害情報なし	被害情報なし
ヌートリア	被害情報あり	被害情報なし	被害情報なし	被害情報なし
シカ	被害情報なし	被害情報なし	被害情報なし	被害情報なし
合計	1,951 kg	3,707 kg	1,561 kg	1,365 kg

#### (4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 捕獲隊への捕獲委託</li> <li>・ わな猟免許取得及び狩猟者登録費用の補助</li> <li>・ 捕獲資材の提供・貸出</li> <li>・ わな講習会の開催</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 捕獲成果が挙がらない従事者への捕獲の技術、知識、意欲等の向上対策</li> <li>・ 担い手の確保、育成</li> </ul>
防護柵の設置等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 鳥獣被害防止総合対策事業（整備事業）を活用し防護柵を設置</li> <li>・ 個人での防護柵設置に対する単町補助の周知及び実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 設置方法、設置後の管理の啓発</li> <li>・ 事業の周知徹底</li> </ul>
生息環境管理その他の取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 住宅地にイノシシが出没した際、捕獲隊、実施隊、警察と連携して追い払いや捕獲を実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事案が発生した時の人材の確保</li> <li>・ 緩衝帯や里との境界への侵入防止柵の設置の検討</li> <li>・ 緩衝帯の整備</li> <li>・ 放任果樹の除去等被害防止の普及啓発</li> </ul>

#### (5) 今後の取組方針

令和5年度より発生した豚熱に伴う被害の減少、防護柵の設置（単県、単町事業）が一通り行き渡った等の複合的な要因により、有害鳥獣に対する意識の低下が懸念される。

今一度、捕獲と被害防止との連携強化に努め、集落単位での活動を推進し、被害防止対策の効果向上を目指す。また、住民への被害防止対策に関する普及啓発を行い、意識改革、理解及び協力体制を構築し、鳥獣を寄せ付けない環境づくりを推進する。

特に、鳥類の被害防止（カラス、ヒヨドリ）については獣類と比較して対策が遅れていることから、今後は防鳥ネット等の設置等、鳥類対策を重点的に進める。

○集落単位での活動を推進し、個人における負担の軽減を図り、活動意欲の向上を目指す。

- ・防護柵の設置、管理及び補強、緩衝帯の整備、放任果樹の除去  
雑木林・耕作放棄地の刈払及び再活用
- ・鳥獣を寄せ付けない集落環境づくり
- ・農業従事者、集落代表者等への狩猟免許取得の推進
- ・講習会、研修会の開催
- ・補助事業の活用など

○捕獲従事者の確保、捕獲技術の向上を目指す。

- ・狩猟免許取得費用等の補助
- ・講習会、研修会の開催など

○普及啓発による住民の理解及び協力体制の構築を目指す。

- ・鳥獣被害に対する意識改革
- ・被害防止活動への参加など

### 3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

#### (1) 対象鳥獣の捕獲体制

周防大島町有害鳥獣捕獲対策協議会の設置する捕獲隊により捕獲を実施

#### (2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和8年度	イノシシ、タヌキ、カラス、ヒヨドリ、サル、アナグマ、ヌートリア、シカ	捕獲技術・知識・意欲の向上及び捕獲従事者の確保及び担い手の育成に努める。 捕獲隊へ捕獲資材購入費の補助、箱わなの購入及び貸出を行う。
令和9年度		
令和10年度		

#### (3) 対象鳥獣の捕獲計画

##### 捕獲計画数等の設定の考え方

これまでの捕獲実績及び捕獲数の増減を考慮すると共に、毎年適切な個体数管理が必要であることから、着実な捕獲を継続していく。

##### ① イノシシ

近年の捕獲実績は、令和4年度は3,158頭、令和5年度は1,393頭、令和6年度は1,588頭で推移しており、令和5年1月より町内で発生した豚熱により

捕獲数が大幅に落ち込んだが、令和5年10月以降、陽性個体は確認されておらず、令和6年度の捕獲数は前年度比で増加傾向にある。

被害は町全域に及び、被害の増加が懸念されるため、捕獲計画数を2,500頭とする。

## ② タヌキ

近年の捕獲実績は、令和4年度が288頭、令和5年度が159頭、令和6年度は174頭で推移。イノシシと同様、令和5年度から大幅に落ち込んでいる。なお、疥癬病と思われる個体の目撃情報が複数件寄せられている。

令和6年度はやや回復基調にあり、被害は町全域に及び、今後も被害の増加が懸念されることから、捕獲計画数を300頭とする。

## ③ カラス

近年の捕獲実績は、令和4年度は49羽、令和5年度は51羽、令和6年度は107羽で推移。令和6年度に周防大島町でカラス専用箱わなを2基購入。また、捕獲隊員の尽力による捕獲数の増加等で、令和6年度は4年ぶりに捕獲数が100羽を超えた。

町全域において、収穫時期に町の基幹産業である柑橘への食害が深刻であり、今後も銃器や箱わなによる捕獲数が増加する見込みであることから、捕獲計画数を500羽とする。

## ④ ヒヨドリ

カラス同様、町の基幹産業であるみかんへの食害が深刻であり、捕獲隊員に対し捕獲許可証の発行を検討していることから、捕獲計画数を100羽とする。

## ⑤ サル

町内（本島）で単独のサルの侵入が確認されており、今後も農作物や人的被害の発生も懸念されるため、捕獲計画数を1頭とする。

## ⑥ アナグマ

食害等の具体的な被害の情報は入っていないが、捕獲数については、令和4年度16頭、5年度37頭、6年度21頭と比較的高い数値で推移している。対岸市町（柳井市、平生町）を中心に近年捕獲数が増加しており、今後も被害の拡散が懸念されるため、捕獲計画数を50頭とする。

## ⑦ ニートリア

これまで食害等の大きな被害の情報は入っていなかったが、近年、島内各地で食害や目撃情報が相次いでおり、捕獲に関する問い合わせも増加している。

捕獲隊員からの許可証の申請も相次いでおり、今後も捕獲数の増加が期待されるため、捕獲計画数を50頭とする。

⑧ シカ

シカについては、これまで町内において目撃情報や被害報告がなかったことから被害防止計画の対象外としてきたが、令和7年度に農道において目撃情報が報告された。目撃頭数は1頭であるが、離れた場所での目撃情報もあることから捕獲計画数を2頭としたうえで、第二種特定鳥獣（ニホンジカ）管理計画に基づき生息動向や被害状況に留意する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
イノシシ	2,500	2,500	2,500
タヌキ	300	300	300
カラス	500	500	500
ヒヨドリ	100	100	100
サル	1	1	1
アナグマ	50	50	50
ヌートリア	50	50	50
シカ	2	2	2

捕獲等の取組内容

イノシシ、カラス、ヒヨドリ、シカについては、銃器、わなを用い通年で捕獲を行う。タヌキ、サル、アナグマ、ヌートリアについては、わなを用いて通年で捕獲を行う。

捕獲場所は周防大島町全域である。なお、周防大島町は猟区に設定されている（笠佐島を除く）ため、有害鳥獣捕獲については、猟区管理者と協議調整を行うものとする。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容

現時点では使用を検討していないが、必要が生じた場合は使用を検討する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
該当なし	該当なし

#### 4. 防護柵の設置等に関する事項

##### (1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	柵の種類	整備内容		
		令和8年度	令和9年度	令和10年度
イノシシ タヌキ アナグマ ヌートリア シカ	ワイメッシュ 電気柵 トタン	10,000 m	10,000 m	10,000 m
カラス ヒヨドリ	防鳥ネット	5,000 m <sup>2</sup>	5,000 m <sup>2</sup>	5,000 m <sup>2</sup>
サル	ワイメッシュ 電気柵	500 m	500 m	500 m

##### (2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
イノシシ、タヌキ、カラス、ヒヨドリ、サル、アナグマ、ヌートリア、シカ	侵入防止柵の設置者に管理を要請し、修繕等の必要が生じれば、可能な限りの支援を行う。特に鳥類に対する被害対策が遅れているため、防鳥ネットの設置等の周知を進める。	侵入防止柵の設置者に管理を要請し、修繕等の必要が生じれば、可能な限りの支援を行う。特に鳥類に対する被害対策が遅れているため、防鳥ネットの設置等の周知を進める。	侵入防止柵の設置者に管理を要請し、修繕等の必要が生じれば、可能な限りの支援を行う。特に鳥類に対する被害対策が遅れているため、防鳥ネットの設置等の周知を進める。

#### 5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

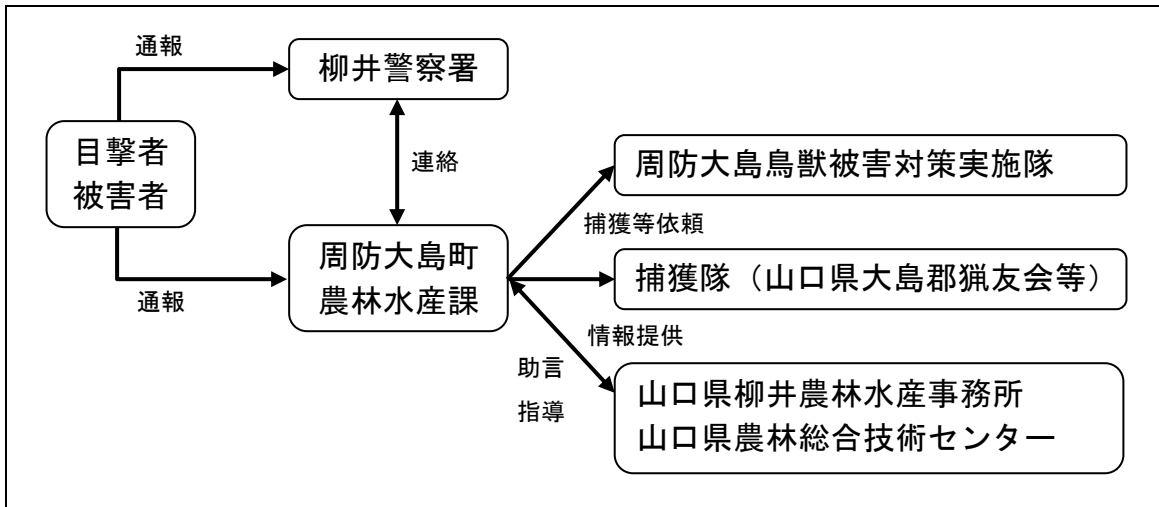
年度	対象鳥獣	取組内容
令和8年度	イノシシ、タヌキ、カラス、ヒヨドリ、サル、アナグマ、ヌートリア、シカ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 緩衝帯や里との境界への侵入防止柵の設置の検討</li> <li>・ 住宅地に鳥獣が侵入した際の追い払い</li> <li>・ 集落ぐるみで取り組む鳥獣被害防止対策の推進</li> </ul>
令和9年度		
令和10年度		

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
周防大島町	住民からの通報受付 被害状況の確認、関係機関への連絡調整 住民への注意喚起等の広報活動
柳井警察署周防大島幹部交番	住民からの通報受付 被害状況等の確認、関係機関への連絡調整 住民への注意喚起等の広報活動
山口県柳井農林水産事務所 山口県農林総合技術センター	関連情報の提供 関連対策の助言・指導
捕獲隊 (山口県大島郡猟友会等)	被害状況等の確認 捕獲又は追い払い活動
周防大島鳥獣被害対策実施隊	被害状況等の確認 捕獲又は追い払い活動

(2) 緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

止め刺しを行い、山林等に放置せず、捕獲従事者が責任を持って埋設するなど適正に処理する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	イノシシ肉を食用処理して販売する。 町内の処理加工、販売業者との連携を進める。
ペットフード	利用可能かどうか検討する。

皮革	どのような製品として利用できるか調査研究する。
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	どのような製品として利用できるか調査研究する。

(2) 処理加工施設の取組

食用処理したイノシシ肉の学校給食への提供等により普及拡大を図り、有効利用を促進する。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

取組事例についての情報発信を行うほか、関係機関等で開催される各種イベントや研修会など、交流機会の情報提供に努め、人材育成を図る。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	周防大島町有害鳥獣捕獲対策協議会
構成機関の名称	役割
周防大島町	協議会の事務局を担当し、運営を行う。
周防大島町農業委員会	有害鳥獣関連情報の提供を行う。
山口県農業協同組合 周防大島統括本部	有害鳥獣関連情報の提供を行う。
山口県大島郡猟友会	有害鳥獣関連情報の提供を行う。 捕獲隊による有害鳥獣捕獲の実施を行う。
山口県鳥獣保護管理員	鳥獣保護管理の観点から有害鳥獣関連情報の提供を行う。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
山口県柳井農林水産事務所	有害鳥獣関連情報の提供並びに被害防止技術の情報提供、その他必要な援助を行う。
山口県農林総合技術センター	有害鳥獣関連情報の提供を行う。
柳井市等近隣市町	有害鳥獣対策に係る情報交換。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

平成27年度に設置。有害鳥獣の捕獲、住宅地に出没した場合の追い払い等を行う。

令和7年4月末現在隊員数17人(うち、捕獲隊員4人)

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

特定の場所への頻繁な出没や緊急的な対応が予想される場合は、関係機関との情報共有や被害防止体制の確認を行う。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

農家をはじめ住民に対して、耕作放棄地、放任果樹や収穫残渣を残さないようにすることなど鳥獣被害防止に関する啓発を行い、集落ぐるみでの鳥獣被害防止対策の推進を図る。

また、近隣の鳥獣被害防止対策協議会と連携し、施策のより一層の有効化を図る。